

## 東京都による特別指導検査の結果及び改善状況について（概要）

本資料は、東京都からの情報提供を受けて作成したものである。

### 1 特別指導検査の結果（指摘内容）

#### (1) 保育所の委託費が適正に管理されていないので是正すること。

認可保育所の委託費は、当該保育所の人件費、管理費及び事業費に支出されるべきものであるが、一定の要件を満たす場合に認められる弾力運用を行う際には、その対象及び手続き、管理・運用の方法等の委託費の経理等について定めた取扱いを遵守しなければならない。

しかし、運営する保育所においては、委託費の経理等について認識が不足している上、委託費の取扱いを遵守することなく、各施設間の資金の貸借又は繰入金支出、繰入金収入を認識しないまま、委託費を施設間で資金移動するなど、保育所単位での資金管理が適正に行われていなかった。

また、令和4年度決算書の貸借対照表に計上されている積立資産は、設置者が運営する保育所の積立資産の合計315,500,000円であるが、積立資産の目的外使用を行う場合に必要な都に対する協議を行うことなく、保育所の運転資金に充当したことにより、この積立資産に対応する預金があるとされる本部の普通預金の残高の合計は127,484,068円となっており、積立資産が適正に管理されていなかった。

#### (2) 他の拠点区分への資金の貸付け及び借入れの認識がされていないので是正すること。

認可保育所の委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付けについては、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められる。

しかし、法人本部への資金送金時及び法人本部による各保育所の経費立替え支出時に総勘定元帳上、資金の貸付け及び借入れの認識がされていない。

## 2 指摘事項に係る改善状況の確認

### (1) 保育所の委託費が適正に管理されていないので是正すること。

ア 修正後の令和4年度決算について、積立資産の残額と口座残額は一致している。不足していた金額は、法人が経営している他の保育所の運転資金等に使用されたことを確認している。なお、各保育所の積立資産の金額の確定、令和4年度決算の修正内容については、運営事業者が関係区市に対して説明している。

イ 令和5年度決算について、積立資産の残額と口座残額は一致している。また、企業会計の帳簿から社会福祉法人会計基準への組替え処理は適正に行われていることを確認している。

ウ 保育所の預金及び積立資産は、本部一括管理ではなく、保育所の通帳で管理する方法に変更したことにより、保育所単位での資金の管理を明確にするようにした。

エ 一般指導検査において、令和6年度期中の会計処理について、本部に対する資金の送金は職員給与等の保育所の経費を支払った金額とし、毎月精算していることを確認した。保育所単位での資金管理を徹底するようになった。

### (2) 他の拠点区分への資金の貸付け及び借入れの認識がされていないので是正すること。

ア 運営事業者が拠点区分間の貸し借りを決算書類上で認識していることを確認した。社内精算金（実質的な拠点区分間貸付金）、拠点区分間貸付金、拠点区分間借入金については、保育所間の貸し借りではなく、すべて本部に対する貸付金、本部からの借入金である。

イ 令和7年3月6日に本部が各園から借りた借入金についての返済計画書が提出された。令和6年度から令和13年度の8年間にかけて分割して返済していく計画である。

ウ 本部の返済金の原資は、本部が貸付けを行っている保育所からの返済金及び本部の独自財源を充てることを確認している。

エ 返済計画どおりに返済されているかについては、今後、確認していく。

以上のとおり改善状況を確認し、東京都は、(1)については「改善済」、(2)については「改善中」と判断した。